

クリーンな快適都市いわくらをめざして

# 第5次岩倉市一般廃棄物処理計画

—ごみ処理計画—

<基本計画>

2019（令和元）年度～2028（令和10）年度



岩 倉 市

目 次	ページ
<b>第 1 章 計画の目的及び構成</b>	<b>1</b>
1 計画の背景	1
2 計画の位置づけ及び目的	1
3 計画の期間	3
4 計画の構成	3
<b>第 2 章 基本理念・基本方針</b>	<b>4</b>
1 基本理念	4
2 基本方針	5
<b>第 3 章 ごみ処理事業の沿革と現状</b>	<b>6</b>
1 ごみ処理事業の沿革	6
2 ごみ処理事業の現状	9
<b>第 4 章 ごみ排出量の減量目標と見込み</b>	<b>1 3</b>
1 減量目標	1 3
2 ごみ排出量の見込み	1 4
<b>第 5 章 目標の達成に向けた取組</b>	<b>1 5</b>
方針 1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進	1 5
方針 2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進	1 6
方針 3 環境配慮型のごみ処理システムの構築	1 7
方針 4 清潔で美しいまちづくりの推進	1 8
<b>第 6 章 その他の適正処理計画</b>	<b>1 9</b>
1 特別管理一般廃棄物への対応	1 9
2 その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応	1 9
3 在宅医療廃棄物への対応	1 9
4 災害時に発生するごみの適正処理への対応	1 9
5 不法投棄防止対策	1 9
<b>第 7 章 計画の推進</b>	<b>2 0</b>
1 市民の役割	2 0
2 事業者の役割	2 0
3 市の役割	2 0
4 計画の進行管理	2 1

# 第1章 計画の目的及び構成

## 1 計画の背景

本市は濃尾平野の名古屋市の北西 10km 圏内に位置し、名鉄犬山線及び地下鉄鶴舞線によって名古屋都心部と直結する、交通の利便性の高い住宅都市です。

昭和40年代以降、名古屋市ベッドタウンとして岩倉団地の建設等により急速に人口が増加しましたが、昭和50年代以降は、人口の急増も収束し質の高い生活都市として安定成長期を迎えました。そして平成の時代に入ってからマンション建設が盛んになり、緩やかに人口増加が続いていましたが、世界的な経済不況の影響などにより人口流出が進んだこともあって2010年（平成22年）10月の国勢調査において本市の人口は減少に転じました。その後、2015年（平成27年）10月の国勢調査では再び人口増加となりましたが、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

このような状況のもと、本市では、1971年（昭和46年）11月の環境保全都市宣言や1979年（昭和54年）の分別収集開始など他市に先駆けて環境問題、ごみ問題へ取り組んできました。また、2012年（平成24年）3月に岩倉市環境保全に関する基本条例を岩倉市環境基本条例として時代に即した形で全面改正し、2013年（平成25年）3月には岩倉市の環境の指針を示す、岩倉市環境基本計画を策定し、さらに環境に負荷をかけない循環型社会づくりに力を入れています。

これまで、市民と事業者と市が協働してごみ減量に向けて効率的なリサイクルを推進することにより、近年では本市から出されるごみ量は減少する傾向を示すようになってきましたが、ここ数年はごみの減量幅が小さい状況となっています。また、最近では、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加、南海トラフ地震の発生確率の高まりによる大規模災害が懸念されており、これら災害に伴い生じる災害廃棄物の処理等、ごみ（一般廃棄物）を取り巻く新たな課題も生じています。

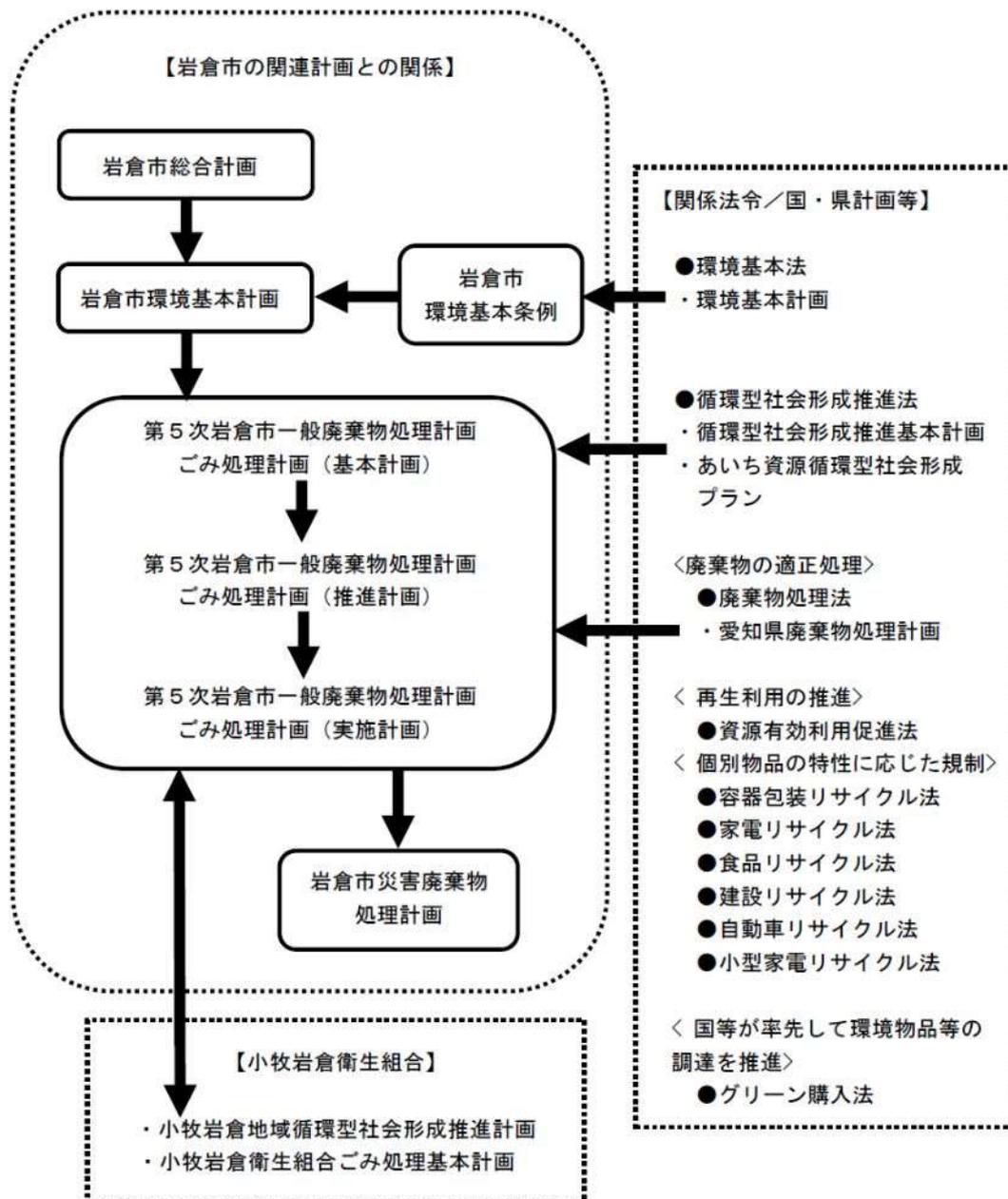
よって、ごみ（一般廃棄物）処理の現状を見直し、課題を整理するとともに、課題を解決していく総合的・長期的な計画を定めるため、第5次一般廃棄物処理計画を策定するものとします。

## 2 計画の位置づけ及び目的

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項の規定に基づき、本計画では令和元年度から令和10年度までの今後10年

間の処理計画を策定するものです。本市では、これまで第1次（平成7年度～12年度の6年間）、第2次（平成13年度～18年度の6年間）、第3次（平成19年度～24年度の6年間）、第4次（平成25年度～30年度の6年間）の一般廃棄物処理計画を策定していますが、第5次一般廃棄物処理計画の役割は、第4次一般廃棄物処理計画期間の本市施策の実績と効果について検証し、法や制度など本市を取り巻く状況や今後の廃棄物処理の課題について検討、整理を行い、今後の一般廃棄物処理について長期的な展望に立って計画を定めるものとします。

また、国の法律・計画、愛知県の「愛知県廃棄物処理計画」を踏まえ、小牧岩倉衛生組合の「小牧岩倉地域循環型社会形成推進計画」や「ごみ処理基本計画」と調整を図ります。



### 3 計画の期間

令和元年度から令和10年度までの10年間とします。

### 4 計画の構成

本市における一般廃棄物処理計画は次のように構成されています。

- 基本計画…10年間を計画期間とし、長期的視点に立ち一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めたもの
- 推進計画…5年間を計画期間とし、具体的な推進方策を示したもの
- 実施計画…基本計画及び推進計画実施のために必要な各年度の事業について定めたもの

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
内容・計画期間	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画（基本計画）【10年間】									
	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （推進計画）【5年間】					第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （推進計画）【5年間】				
	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画 （実施計画）

## 第2章 基本理念・基本方針

### 1 基本理念

私たちが生活し、事業活動を行う限り、必ず物を消費し、それが不要となった時点でごみとなります。そして、ごみの処理・処分によって環境に与える負荷は、ますます社会に受け入れない状況になっています。今後、これらの環境に対する影響を可能な限り少なくしていくことは、地域のみではなく、地球的規模の課題となっています。

我が国では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直すため、2000年（平成12年）6月に制定された循環型社会形成推進基本法を基本的な枠組み法とし、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）や特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）などの各種リサイクル関連法が施行されるなど、循環型社会の形成に向けた新しい社会システムが構築されています。循環型社会形成推進基本法においては、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を、最初に廃棄物をリデュース（Reduce：発生抑制）し、第二に廃棄物をリユース（Reuse：再使用）し、第三に廃棄物をリサイクル（Recycle：再生利用）し、第四に熱回収（サーマルリサイクル）を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分すると規定しています。特に、これらのうち最初の3つの対策はアルファベットの頭文字が「R」であることから3R（スリーアール）と呼び、循環型社会に向けた3つの取組であると位置づけています。

一方、本市では市民の協力の下、他自治体に先駆け、環境保全都市宣言や分別収集など先進的に環境問題、ごみ問題に取り組んできました。最近では2012年（平成24年）3月に「岩倉市環境基本条例」を制定し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し自然と調和した生活環境の構築の実現に向け、力を注いでいます。

これらの施策により、岩倉市のごみ排出量は平成13年度をピークに徐々に減少してきましたが、ここ数年はごみの減量幅が小さい状況となっています。今後も継続してごみ減量・資源化を推進するために、市民・事業者・市の三者協働による3Rの推進を基本とし、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを進めていきます。

## 2 基本方針

市民・事業者・市の三者協働による3Rの推進を基本とし、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを実現するために、次の基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的な事業展開を行うこととします。

### 方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進

(ごみの減量化)

市民・事業者・市がそれぞれの役割を再認識し、ごみの発生を抑え、資源を循環させるよう行動し、ごみ減量・資源化の一層の推進を図っていきます。

### 方針2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進

(分別収集)

市民・事業者に徹底した資源回収の協力を求め、資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進を図っていきます。

### 方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進

(処理・処分)

収集したごみは、可能な限り資源化するとともに、エネルギー活用も図れるように、環境に配慮した資源回収及びエネルギー回収の推進をめざします。

### 方針4 清潔で美しいまちづくりの推進

(清潔の保持)

「岩倉市清潔で美しいまちづくり条例」に基づき、清潔で美しいまちづくりの推進を図るとともに、良好な生活環境の確保を図っていきます。

## 第3章 ごみ処理事業の沿革と現状

### 1 ごみ処理事業の沿革

#### <1960年代>

1964年（昭和39年）9月、当時の岩倉町と小牧市による一部事務組合である小牧市岩倉町衛生組合が設立され、1965年（昭和40年）3月、岩倉町地内においてごみ焼却場の建設に着手し、1966年（昭和41年）5月から本操業を開始しました。また、1969年（昭和44年）3月、小牧市大草（現在の小牧ヶ丘）に不燃ごみを処分する埋立処分場が築造され、岩倉市（当時は岩倉町）の本格的なごみ処理事業が整備されました。

#### <1970年代>

1979年（昭和54年）には、施設の老朽化による処理能力の低下を背景に、住民自らが資源を持ち寄って分別を行う現在のようない分別収集が一部の地域で始まりました。

#### <1980年代>

小牧岩倉衛生組合では、施設の処理能力の逼迫により1982年（昭和57年）1月から小牧市野口地区に新たな焼却場の建設に着手しました。しかし、稼働を目前に1984年（昭和59年）4月、地域の反対住民によるごみ裁判で、環境アセスメントの不備を理由に敗訴し、完成した焼却場の使用が差し止められたため、ごみを一時、内部に遮水シートを張り、仮置きするという事態が生じました。これを機会に本市では、市内全域で資源ごみ、粗大ごみ、埋立ごみの分別収集を開始し、ごみの減量・資源化に取り組むようになりました。

完成した焼却場（小牧岩倉衛生組合環境センター（以下「環境センター」という。））は、地元と「公害防止協定書」を取り交わすことにより1985年（昭和60年）1月に稼働できるようになりましたが、協定によりプラスチック類は「燃やしてはいけないごみ（不燃ごみ）」として分けられることになりました。また、1985年（昭和60年）10月からは「燃やしてもいいごみ（可燃ごみ）」については、低公害の市指定収集袋により排出することが決められました。

1987年（昭和62年）9月には、埋立地の延命と周辺環境保全のため、環境センターにおいて廃プラスチック類減容施設の建設に着手し、1988年（昭和63年）4月から稼働を開始しました。

#### <1990年代>

1996年（平成8年）5月には、排ガス処理施設で捕集した有害物質を含む集じん灰をガラスの中に封じ込め、無害化する灰固型化施設が稼働しました。この施設は2006年（平成18年）3月まで使用され、集じん灰の完全無害化とガラス状スラグの再商品化が行われましたが

同年4月に休止し、2012年（平成24年）4月に廃止になりました。

最終処分場について、小牧ヶ丘処分場の埋立残余容量が少なくなる中、新たな処分場の建設が急務となってきたため、小牧市大字林・犬山市字倉曾洞地区において環境保全に配慮した新処分場の建設を行い、1998年（平成10年）4月から供用を開始しました。

### <2000年代～最近まで>

2000年（平成12年）6月には、循環型社会形成推進基本法が施行され、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法をはじめとした各種のリサイクル法によりごみ減量化及びリサイクルに対する積極的な取組が求められるようになり、2002年（平成14年）4月から粗大ごみの有料戸別収集を開始するとともに、2004年（平成16年）5月からは古紙と古着の日を開始しました。また、2005年（平成17年）10月からは、プラスチック製容器包装資源のコース収集（週1回）を開始し、集積場所に出すごみと資源はすべて市指定収集袋を用いることになりました。さらに2011年（平成23年）7月からは日曜資源回収ステーションを開始（2012年（平成24年）6月から消防署東側防災公園でも開始）し、2012年（平成24年）4月からは従来ごみとしていた小型家電を「金属・小型家電」として金属類と併せて資源として、収集を開始しました。加えて、2015年（平成27年）4月から清掃事務所内に常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」を開設しました。更に2021年（令和3年）4月から乾電池類の収集を開始し、市民の資源排出の機会を増やすよう努めています。

一方、国は、1997年（平成9年）5月にリサイクルの推進やダイオキシン類の削減、エネルギーの有効利用、ごみ処理経費の削減を目的として都道府県に対し、ごみ処理の広域化計画の策定を通知しました。愛知県においては1998年（平成10年）10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」が策定され、この計画に基づくごみ処理広域化へ向けた取組を進めてきましたが、本市が属する尾張北部ブロックは、当面2つのブロックで広域化を進めることになりました。

小牧岩倉衛生組合では、老朽化に伴い施設を更新することになり、その準備として、2008年（平成20年）9月に環境影響評価に着手し、2011年（平成23年）1月に環境影響評価書の公告・縦覧を行いました。更新工事は、2011年（平成23年）7月に開始し、既存の環境センターの更新施設として、ごみ溶融施設、ごみ破碎施設及び管理棟の建設を行い、2015年（平成27年）3月に完成しました。新たに更新された施設については、小牧岩倉衛生組合にて愛称を公募し「小牧岩倉エコルセンター」に決定しました。炉の更新によりごみの処理方法が変更されたため、一部のごみの名称を変更しました。「燃やしてもいいごみ」は「燃やすごみ」に、「燃やしてはいけないごみ」は「破碎ごみ」に、「埋立てごみ（危険ごみ）」は「危険ごみ」に変更しました。その後、第2期工事として、既存施設の解体工事やストックヤード等関連施設の建設工事を行い、2018年（平成30年）3月に解体工事は完了し、ストックヤード等整備工事については2019年（平成31年）3月に完了しました。

ごみ処理事業の沿革	開始年月日
小牧市岩倉町衛生組合設立	1964年9月
ごみ焼却場建設着手（岩倉町地内）	1965年3月
ごみ焼却場稼働開始（岩倉町地内）	1966年5月
不燃ごみ埋立処分場築造（小牧市地内）	1969年3月
一部の地域で分別収集開始	1979年
新たなごみ焼却場（環境センター）の建設着手（小牧市地内）	1982年1月
地域住民による環境センターのごみ裁判で敗訴 新ごみ焼却場の使用停止	1984年4月
市内全域で資源ごみ・粗大ごみ・埋立ごみの分別収集開始	1984年
環境センター地域住民との公害防止協定書を締結	1984年12月
環境センター稼働開始	1985年1月
プラスチック類を「燃やしてはいけないごみ（不燃ごみ）」として分別開始	1985年1月
市指定収集袋を使用しての「燃やしてもいいごみ（可燃ごみ）」の排出開始	1985年10月
環境センターに廃プラスチック類減容施設建設着手	1987年9月
廃プラスチック類減容施設稼働開始	1988年4月
灰固型化（排ガス処理施設の集じん灰を無害化する）施設稼働	1996年5月
新たな埋立処分場建設（小牧市）供用開始	1998年4月
粗大ごみの有料戸別収集開始	2002年4月
古紙と古着の日開始	2004年5月
プラスチック製容器包装資源コース収集開始	2005年10月
日曜資源回収ステーション開始	2011年7月
小型家電を「金属・小型家電」として金属類収集開始	2012年4月
灰固型化施設廃止	2012年4月
環境センターの更新施設として「小牧岩倉エコルセンター」稼働開始	2015年3月
常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」開設	2015年4月
ごみの名称変更（燃やしてもいいごみ→燃やすごみ、燃やしてはいけないごみ→破碎ごみ、埋立ごみ→危険ごみ）	2015年10月
旧環境センターの工場棟解体工事完了	2018年3月
小牧岩倉エコルセンター ストックヤード等整備工事完了	2019年3月
乾電池類の収集開始	2021年4月

## 2 ごみ処理事業の現状

### ●収集運搬の現状

#### (1) 家庭系ごみ

本市の家庭から排出されるごみと資源は、次の4つの方式により収集運搬を行っています。

- ① コース収集…燃やすごみ、破碎ごみ、プラスチック製容器包装資源
- ② 分別収集（日曜資源回収含む）…缶類、びん類、金属・小型家電、古紙・古着類、ペットボトル、乾電池類、危険ごみ、小型ごみ、有害ごみ

※古紙・古着類については、古紙と古着の日も実施しています（一部地域を除く）。

- ③ 有料戸別収集…粗大ごみ

- ④ 拠点回収（e-ライフプラザ）…②と同じ品目及び廃食用油、羽毛ふとん

また、引っ越し等に伴って生じた一時的な多量ごみについては、自ら小牧岩倉エコルセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼して処理する必要があります。

#### (2) 事業系ごみ

事業者は、廃棄物処理法の規定に基づき、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業系一般廃棄物は、一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼するか、小牧岩倉エコルセンターへ直接搬入しなければなりません。また、再資源化可能な事業系資源については市外の施設等へ搬入し再資源化しています。

廃棄物処理法第7条第1項の規定により、本市が許可している一般廃棄物収集運搬業者数は、2023年（令和5年）3月末現在で23業者です。今後の許可については、現状の収集運搬の状況等を勘案し、廃棄物の分別区分や排出量が大幅に増加するなど適正な収集運搬体制確保のため特に必要がある場合を除き、既存の範囲内とします。

#### (3) 集団回収

子ども会、PTAなど各種団体による廃品回収が実施されています。

### ●中間処理の現状

燃やすごみについては、小牧岩倉エコルセンターのごみ熔融施設で熔融処理を行い、破碎ごみ、粗大ごみ（一般）、小型ごみ及び危険ごみについては、小牧岩倉エコルセンターのごみ破碎施設で破碎し、選別機（風選・磁選）により有用金属を取り出した後、破碎残渣はごみ熔融施設で熔融処理をしています。熔融されたごみはスラグ・メタルになり建設土木資材や建設機械のおもり等として再利用されます。また、熔融処理の際に生じる熱エネルギーは、蒸気タービンで発電に利用され、公共施設の熱源としても利用されます。

資源については、プラスチック製容器包装資源は、中間処理後に容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートによる再商品化事業者へ引き渡し、資源化を行っています。

アルミ缶は、1992年（平成4年）11月に清掃事務所に導入した空き缶プレス機で処理し、付加価値を高めたうえ資源化しています。スチール缶、粗大ごみ（金属）、金属・小型家電及び古紙・古着類は岩倉資源組合が回収し、再生業者へ引き渡しています。飲食用びんのうち、白・茶は、（有）大原ガラスリサイクルへ搬入し、カレットとして加工した後、石塚硝子（株）で再生されています。その他色びんは、中間処理後に容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートにより、資源化しています。生きびんは、リターナブルびんとして（株）小島良太郎商店に搬入しています。ペットボトルは、その他色びんと同様に中間処理後に再商品化事業者へ引き渡し、資源化しています。

これらを通じて得られた収益金は、分別収集を担う地区に還元しています。

また、蛍光管、体温計、乾電池類などは、有害ごみ（水銀含有物）として、選別回収のうえドラム缶で密封保管後、再生業者へ搬送し資源化を図っています。

## ●最終処分の現状

本市から排出されたごみは、中間処理後、資源化されない集じん灰は外部委託し、小牧岩倉エコルセンターに直接搬入されるコンクリートブロック等は環境センター処分場で埋め立て処分しています。

### 小牧岩倉エコルセンターの概要

所在地	小牧市大字野口2881番地9	
敷地面積	35,473.90m <sup>2</sup>	
建物面積	5,285.56m <sup>2</sup>	
施設種類	ごみ溶融施設	ごみ破碎施設
処理能力	197t/日(98.5t/日×2炉)	27.0t/5H
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	破碎選別方式(鉄・アルミ類回収)
稼働開始年月日	平成27年3月	

### 環境センター処分場の概要

所在地	小牧市大字林1821番地3	
敷地面積	総面積	184,158.09m <sup>2</sup>
	埋立地面積	24,500.00m <sup>2</sup>
埋立容量	293,900m <sup>3</sup>	
埋立方法	サンドイッチ工法	
埋立開始年月日	平成10年4月	

●岩倉市から出される家庭系ごみと資源の収集方法と処理方法

種 類		収 集 方 法	処 分 方 法
一 般 家 庭 か ら 排 出 さ れ る も の	○燃やすごみ (生ごみ、木・紙くず等)	南北2地区、各地区週2回、 月・木または火・金曜日に市 と委託業者がコース収集	小牧岩倉エコルセンターのごみ 溶融施設にて溶融処理した後、 発生したスラグ・メタルは資源 化、集じん灰は外部委託により 資源化又は埋立処分
	○破碎ごみ (ゴム類、革類、プラスチック製容 器包装以外のプラスチック製品等)	市内全域、週1回水曜日に市 と委託業者がコース収集	小牧岩倉エコルセンターのごみ 破碎施設にて破碎及び選別(鉄 及びアルミ類)した後、破碎残 渣は、ごみ溶融施設で溶融処理。 発生したスラグ・メタルは資源化
	○プラスチック製容器包装資源 (プラスチック製ボトル・トレイ・ ネット・キャップ・カップ・パッ ク類及びポリ袋等)	南北2地区及び岩倉団地、各 地区週1回、水、木及び金曜 日に市と委託業者がコース収 集	中間処理・保管後、指定法人ル ートによる再商品化事業者にて 資源化
	○粗大ごみ (家具・寝具・建具類、電気・石 油・ガス機械器具類等で、適正処 理困難物と家電リサイクル法の 該当品目等を除く)	電話申し込みにより受け付け る有料戸別収集。概ね2週間 に1回程度、粗大ごみ(金属) と粗大ごみ(一般)に分け、 委託業者が戸別収集	粗大ごみ(金属)は再生業者に運 び資源化。粗大ごみ(一般)は小 牧岩倉エコルセンターのごみ破碎 施設にて破碎及び選別(鉄及びア ルミ類)した後、破碎残渣は、ご み溶融施設で溶融処理。発生した スラグ・メタルは資源化
	○びん類 (3分類〔白・茶・その他〕と生 きびん)	各地区月1回の分別収集、 日曜資源回収、 e-ライフプラザ 各集積場から市が収集	白・茶・生きびんは、分別され た状態で再生業者に搬送し資源 化。その他は、中間処理・保管 後、指定法人ルートによる再商 品化事業者にて資源化
○缶類 (アルミ缶、スチール缶) ○金属・小型家電 (鉄、アルミ製品等金属製品・各 種リサイクル法に該当しない家 電製品) ○ペットボトル ○スプレー缶	アルミ缶は清掃事務所に運び選 別プレス後再生業者が引き取り 資源化 スチール缶及び金属・小型家電 は分別された状態で再生業者に 運び資源化 ペットボトルは、中間処理・保 管後、指定法人ルートによる再 商品化事業者にて資源化 スプレー缶は再生業者にて穴あ け処理をして資源化し、廃液は 専門業者にて処理		

一般家庭から排出されるもの	資源ごみ	○古紙・古着類 (新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、古着、毛布及びシーツ、タオル等)	各地区月1回の分別収集及び古紙と古着の日、日曜資源回収、e-ライフプラザ各集積場から市が収集	再生業者にて資源化
		○廃食用油 ○羽毛ふとん	e-ライフプラザ清掃事務所に一時保管し、業者が回収	再生業者にて資源化
	○危険ごみ (陶磁器・板ガラス・ガラス食器等割れ物、かみそり・針など鋭利なものや乾電池)	各地区月1回の分別収集、日曜資源回収、e-ライフプラザ各集積場から市が収集	小牧岩倉エコルセンターのごみ破碎施設にて破碎及び選別(鉄及びアルミ類)した後、破碎残渣は、ごみ溶融施設で溶融処理。発生したスラグ・メタルは資源化	
	○小型ごみ (粗大ごみに該当しない不燃物)		小牧岩倉エコルセンターのごみ破碎施設にて破碎及び選別(鉄及びアルミ類)した後、破碎残渣は、ごみ溶融施設で溶融処理。発生したスラグ・メタルは資源化	
	○有害ごみ (蛍光管、乾電池類の水銀等含有物)		蛍光管は清掃事務所で破碎し、ドラム缶で密封保管後、再生業者に搬送し資源化 乾電池類はドラム缶で密封保管後、再生業者に搬送し資源化	

## 第4章 ごみ排出量の減量目標と見込み

### 1 減量目標

ごみの減量・資源化のためには、市民・事業者・市が、それぞれの立場で考え、それぞれの役割に基づいて行動していくことが必要です。そこで共通した具体的な目標として、排出量の見込みに基づいて、ごみ減量・資源化の数値目標を次のとおり設定します。

#### (1) 収集ごみの減量目標

目標年度：令和10年度

**家庭系ごみの1人1日当たりの排出量2.3%削減をめざします**

令和4年度実績

435g／人・日

(平成29年度実績 457g／人・日)

2.3%削減

令和10年度見込み

425g／人・日

#### (2) 資源化目標

目標年度：令和10年度

**資源化率（公共分）※1 0.25%増加をめざします**

令和4年度実績

20.58%

(平成29年度実績 23.26%)

(参考値 30.86% ※2)

0.25%増加

令和10年度見込み

20.83%

(参考値 31.11% ※2)

#### ※1 資源化率

本計画において資源化率とは、
$$\frac{\text{収集資源物} + \text{集団回収量}}{\text{収集ごみ量} + \text{収集資源物} + \text{集団回収量}}$$
とします。

なお、「公共分」とは、市が実施する分別収集や子ども会等が実施する廃品回収によって回収される資源物を指します。

#### ※2 参考値

市内の民間事業者の協力により資源回収量を調査しており、その回収量を加算した資源化率。なお、民間事業者が回収する資源には、岩倉市以外の住民のものや事業者から出されたものも混ざっていると思われるため、得られた数値については資源化率の算出には用いず、参考値として取り扱うものとしています。

資源化率は近年減少傾向にありますが、これは民間での自主回収の実施や回収拠点の設置が進んでいることによるものと考えられ、実際の市民全体としての資源排出量は、市で把握している数量（公共分）よりも多いことが推測されることから、民間事業者による資源回収量の別途把握に努めるものとします。

## 2 ごみ排出量の見込み

単位:人・トン

年度	実績														見込み						
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
年度末人口	48,935	48,772	48,394	47,993	47,658	47,474	47,686	47,656	48,000	47,849	47,889	48,045	47,922	47,574	47,761	47,943	48,125	48,307	48,314	48,321	48,329

収集ごみ量 A	可燃ごみ	8,214	7,956	7,769	7,704	7,543	7,456	7,421	7,362	7,230	7,199	7,068	7,070	7,093	7,004	6,904	6,912	6,931	6,947	6,913	6,878	6,881	
	粗大ごみ	51	59	49	45	44	53	50	63	58	57	63	69	75	81	76	70	70	71	71	71	71	
	不燃ごみ	965	948	962	898	862	856	812	813	775	726	732	714	788	668	611	612	597	582	564	564	566	
	埋立ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9,230	8,963	8,780	8,647	8,449	8,365	8,283	8,238	8,063	7,982	7,863	7,853	7,956	7,753	7,591	7,594	7,598	7,600	7,548	7,513	7,518	
直搬ごみ	可燃ごみ	1,512	1,632	1,466	1,583	1,331	1,346	1,327	1,347	1,436	1,437	1,519	1,553	842	831	879	889	897	907	916	925	933	
	粗大ごみ	163	130	109	101	126	143	139	144	159	163	203	220	262	228	193	194	195	196	197	198	199	
	不燃ごみ	57	68	41	34	28	28	20	26	25	22	33	14	11	11	9	27	27	27	27	27	27	
	埋立ごみ	125	116	1	4	2	2	1	1	8	118	157	8	56	8	9	4	4	4	4	4	4	
	計	1,857	1,946	1,617	1,722	1,487	1,519	1,487	1,518	1,628	1,740	1,912	1,795	1,171	1,078	1,090	1,114	1,123	1,134	1,144	1,154	1,163	
収集+直搬ごみ量	可燃ごみ	9,726	9,588	9,235	9,287	8,874	8,802	8,748	8,709	8,666	8,636	8,587	8,623	7,935	7,835	7,783	7,801	7,828	7,854	7,829	7,803	7,814	
	粗大ごみ	214	189	158	146	170	196	189	207	217	220	266	289	337	309	269	264	265	267	268	269	270	
	不燃ごみ	1,022	1,016	1,003	932	890	884	832	839	800	748	765	728	799	679	620	639	624	609	591	591	593	
	埋立ごみ	125	116	1	4	2	2	1	1	8	118	157	8	56	8	9	4	4	4	4	4	4	4
	計	11,087	10,909	10,397	10,369	9,936	9,884	9,770	9,756	9,691	9,722	9,775	9,648	9,127	8,831	8,681	8,708	8,721	8,734	8,692	8,667	8,681	

家庭系ごみ1人1日当たりの排出量 A×1,000,000/人・日	515g	503g	497g	494g	484g	483g	476g	474g	459g	457g	450g	448g	454g	446g	435g	434g	431g	431g	428g	426g	425g
-------------------------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

収集資源物 B	プラスチック製容器包装資源化量	668	639	673	691	692	711	720	723	719	713	706	643	676	668	647	682	687	688	670	670	672
	新聞	422	370	343	296	297	249	211	193	175	164	148	134	154	131	110	105	106	88	88	88	88
	雑誌	305	276	266	226	213	201	177	164	160	160	162	156	183	157	139	143	144	144	144	144	145
	ダンボール	134	145	140	123	115	107	95	91	95	93	91	87	106	103	89	92	93	93	93	93	93
	古着類	86	81	86	88	84	93	80	70	66	66	68	65	90	80	73	70	70	71	71	71	71
	牛乳パック	14	14	12	11	12	11	12	5	5	4	4	4	7	6	6	9	9	9	9	9	9
	可燃系資源計	961	886	847	744	721	661	575	523	501	487	473	446	540	477	417	419	422	405	405	405	406
	アルミ	28	30	31	28	32	27	23	28	28	23	23	26	27	24	18	20	21	21	21	21	21
	スチール	53	52	50	53	52	51	46	43	42	41	39	40	43	39	35	38	38	38	38	38	38
	金属・小型家電	70	60	56	49	84	138	121	143	145	150	172	202	220	190	162	175	176	176	176	176	177
	びん類(再使用びん含む)	269	257	253	244	234	234	222	219	215	207	198	190	196	187	178	175	176	176	176	176	177
	ペットボトル	63	61	62	61	61	63	59	60	61	57	55	55	57	57	55	56	57	57	57	57	57
	乾電池類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	16	14	14	14	14	14	14
	蛍光管	6	6	6	8	5	8	4	5	2	5	5	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4
	羽毛布団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1
	廃油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	不燃系資源計	489	466	458	443	468	521	475	498	493	483	497	521	552	510	474	488	492	492	492	492	494
計	2,118	1,991	1,978	1,878	1,881	1,893	1,770	1,744	1,713	1,683	1,676	1,610	1,768	1,655	1,538	1,589	1,601	1,585	1,567	1,567	1,572	

集団回収量 C	新聞	894	839	781	607	585	512	344	406	355	360	308	298	151	180	170	168	168	166	165	162	161
	雑誌	407	395	375	316	293	263	205	216	189	192	170	176	120	138	128	128	127	127	127	127	127
	ダンボール	262	250	223	184	167	153	105	135	119	130	108	123	87	95	89	86	84	82	80	79	79
	古着類	95	88	84	84	75	72	51	52	46	44	42	41	34	38	34	34	33	32	31	30	30
	牛乳パック	5	5	5	4	4	3	2	5	4	5	5	5	3	4	4	4	4	4	4	4	4
	可燃系資源計	1,663	1,577	1,468	1,195	1,124	1,003	707	814	713	731	633	643	395	455	425	420	416	411	407	402	401
	アルミ	8	7	7	5	6	5	2	5	4	5	4	5	2	3	4	4	4	4	4	4	4
	不燃系資源計	8	7	7	5	6	5	2	5	4	5	4	5	2	3	4	4	4	4	4	4	4
計	1,671	1,584	1,475	1,200	1,130	1,008	709	819	717	736	637	648	397	458	429	424	420	415	411	406	405	

収集資源物資源化率 B/(A+B+C)	16.27%	15.88%	16.17%	16.02%	16.41%	16.80%	16.45%	16.15%	16.33%	16.18%	16.47%	15.92%	17.47%	16.77%	16.09%	16.54%	16.64%	16.51%	16.45%	16.52%	16.56%
------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

集団回収量資源化率 C/(A+B+C)	12.84%	12.63%	12.06%	10.23%	9.86%	8.95%	6.59%	7.58%	6.83%	7.08%	6.26%	6.41%	3.92%	4.64%	4.49%	4.41%	4.37%	4.32%	4.31%	4.28%	4.27%
------------------------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

資源化率 (B+C)/(A+B+C)	29.11%	28.51%	28.23%	26.25%	26.27%	25.75%	23.04%	23.73%	23.16%	23.26%	22.73%	22.33%	21.39%	21.42%	20.58%	20.95%	21.01%	20.83%	20.77%	20.80%	20.83%
-----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※「直搬ごみ」:直接搬入ごみ

## 第5章 目標の達成に向けた取組

### 方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進

市民・事業者・市がそれぞれの役割を再認識し、ごみの発生を抑え、資源を循環させるよう行動し、ごみ減量・資源化の一層の推進を図っていきます。

#### ○広報・インターネット等を用いた積極的で分かりやすい情報の提供

環境・廃棄物処理についての現状や課題を広報紙やホームページ、イベント等で分かりやすく市民に知らせていきます。

#### ○環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策の展開

ごみ減量・資源化のためには、余分なものの購入を控え、ごみを家庭に持ち込まないようなライフスタイルや、従来伝統的に息づいてきた「もったいない精神」を再認識し、ものを大切に長く使うライフスタイルへの切替えが必要です。そのため、環境学習やイベントなどを開催し、ごみ減量・リサイクル等に関心を持ち、実践活動を行う市民の拡大に努めていきます。また、環境にやさしい活動に関する講座の開催等を通して、環境委員の意識の向上を図るとともに、環境委員をサポートする人材の養成に努めていきます。

#### ○自己処理責任の啓発・指導

市民においては、環境に配慮したライフスタイルへの見直しを促すとともに、事業者においては、排出者としての自己処理責任を基本としてごみの排出抑制やリサイクルを計画的に推進するよう指導・助言します。

#### ○事業者への指導・支援

事業者においては、「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」を配布すること等により、排出者の責任で自己処理していくことを基本に、廃棄物の適正な管理と計画的な減量化、資源化を指導します。また、食品関連業者による食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の資源化も支援していきます。

#### ○ごみ処理費用負担の適正化

ごみ処理費用負担については、ごみ減量・資源化の促進を図りつつ、適正な費用負担を求めるため調査・検討をしていきます。

## 方針2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進

市民・事業者に徹底した資源回収の協力を求め、資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進を図っていきます。

### ○分別収集・集団回収等の推進

本市では、分別収集が40年にわたって続けられ、市民が主体となって取り組むリサイクル活動として定着しており、今後も継続していきます。近年では、リチウムイオン電池の不適切な分別が原因で処理施設での発火事案が増加しており、分別ルールの周知・徹底を図り、同時に市民の資源排出機会の増加につながる施策を進めます。加えて、資源の集団回収等市民レベルでのごみの減量化・リサイクル活動を支援していきます。

### ○生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進

家庭から出される生ごみを減らし、資源として活用する生ごみ処理機の普及を進めるとともに、生ごみや樹木の剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化に向けた調査・研究を進めます。2023年（令和5年）9月に岩倉市飲食環衛組合と「食品ロス削減の推進に関する協定」を締結し、事業者との協働による食品ロス削減を推進するとともに、家庭における手付かずの食品や食べ残しといった食品ロスの削減に向けた施策を進めます。

### ○事業者のリサイクル・減量化推進のための指導

事業用大規模建築物の所有者に対しては減量計画書の提出を義務付けていますが、状況に応じて計画提出時の指導を行います。また、小牧岩倉衛生組合のごみ内容物調査の結果をもとに、一般廃棄物処理業許可業者や事業者に対し指導を行います。

### ○適正包装の普及・推進、古紙類資源化の推進

ごみとして排出される容器や包装を減らすためには、簡易包装の商品を選択し、買い物袋（マイバッグ）の持参を広げていく取組が必要です。レジ袋有料化の取組では、これまで目標となるレジ袋辞退率80%以上を上回る成果が出ており、直近の2023年（令和5年）度の上半期では89.2%となっています。近年問題となっているプラスチック製品による海洋汚染問題への対応も踏まえ、今後さらに商品包装の適正化や買い物袋持参について一層推進していきます。

### ○公共施設におけるリサイクル・減量化の推進

公共施設から発生する資源の回収を推進し、ごみの減量化に努めます。学校給食センターや保育園からは廃食用油を回収し、資源化を進め、また、給食センターから発生する残渣については、生ごみ処理機での自己処理によって減量化を図ります。

### 方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進

収集したごみは、可能な限り資源化するとともに、エネルギー活用も図れるように、環境に配慮した資源回収及びエネルギー回収の推進をめざします。

#### <収集運搬>

##### ○集積場所の適正な管理

集積場所は、各家庭からのごみ及び資源の排出と市による収集の接点です。市民と市の協働により、集積場所の清潔・安全かつ適正な維持管理に努めます。また、集積場所へのルール違反が問題となっており、正しいルールが広く市民に定着するよう取り組みます。

##### ○収集運搬システムの整備

燃やすごみ、破碎ごみ及びプラスチック製容器包装資源の塵芥収集車によるコース収集を継続しつつ、収集の民間委託や収集コースの見直し等により効率的な収集が行えるようなシステムの整備に努めます。

#### <中間処理>

##### ○ごみ処理の安定化（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターでは、適正な維持管理を行うことにより、安定したごみ処理を行うとともに、さらなる資源化を推進し、熱エネルギーの回収に努めます。市では、ごみの減量・資源化を積極的に進め、ごみ処理量の削減に協力します。

##### ○環境へ配慮した適正処理の実施（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターにおける溶融炉の運転に当たっては、周辺への環境に配慮し、ダイオキシン類をはじめとした大気汚染物質等の排出を抑制するとともに、測定結果を積極的に公開します。

##### ○ごみ処理費用負担の適正化（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターへ搬入する許可業者等に対しては搬入時に処理手数料を徴収しています。今後も費用負担の適正化を図るために調査・検討を行います。

##### ○ごみ処理施設の適切な管理運営（小牧岩倉衛生組合）

旧環境センターの施設更新工事は、2011年（平成23年）7月に開始、2015年（平成27年）3月に新ごみ処理施設（小牧岩倉エコルセンター）が完成し、稼働開始しました。また、旧環境センターの工場棟解体工事は2018年（平成30年）3月に完了し、ストックヤード等整備工事についても2019年（平成31年）3月に完了しました。引き続き施設の

適切な管理運営を行います。なお、ごみの出し方等については、小牧市と連携・協力し、調査・研究していきます。

#### ○分別品目の見直し

ごみの減量・資源化の観点から、プラスチック使用製品廃棄物の回収など必要に応じ分別品目の見直しをしていきます。

#### ○資源化に伴うコストの検討

環境に配慮した資源化を行うことを第一義的に考えつつ、資源化に伴うコストを比較検討し、よりよいリサイクル方法を研究していきます。

### <最終処分>

#### ○埋立量の削減（小牧岩倉衛生組合）

ごみ処理施設が更新されたことに伴い、メタル、スラグの利用と徹底した資源化を推進し、大幅な埋立量の削減を図っていきます。

#### ○環境へ配慮した最終処分の実施（小牧岩倉衛生組合）

環境センター処分場における埋立処理は大きく減少しますが、周辺の環境への配慮は今後も継続して実施していきます。

## 方針4 清潔で美しいまちづくりの推進

「岩倉市清潔で美しいまちづくり条例」に基づき、清潔で美しいまちづくりの推進を図るとともに、良好な生活環境の確保を図っていきます。

#### ○良好な生活環境の保持

岩倉市清潔で美しいまちづくり条例に基づき、環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、良好な生活環境の確保に関する施策を実施します。

#### ○岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）の推進

市民や事業者が身近な公共空間である公園、道路等の公共施設の里親となり、美化及び清掃を行いボランティアで管理していくアダプトプログラム（里親制度）を推進します。

#### ○クリーンチェックいわくらの推進

市民及び各団体等の幅広い参加と協力のもとに、ごみ散乱等をなくすための環境美化活動を行うクリーンチェックいわくらを推進します。

## 第6章 その他の適正処理計画

### 1 特別管理一般廃棄物への対応

#### ・ばいじん

小牧岩倉エコルセンターで発生する集じん灰は、薬剤処理し、安定化、無害化した後、委託処理します。また、一部の集じん灰は、委託して山元還元<sup>(※)</sup>を行い資源化します。

※山元還元…リサイクルのひとつで、金属成分を含有した廃棄物を鉱山や製錬所の設備を用いてマテリアルリサイクルする方法

#### ・感染性一般廃棄物

医療機関による管理及び適正処理・処分を指導します。

#### ・PCBを含むもの

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む部品が廃棄された場合は、適正に保管するとともにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などにより整備される処理体制に基づき、定められた期限内に、専門業者に委託し処理をします。

### 2 その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応

家電リサイクル法や資源の有効な利用の促進に関する法律等、法に規定されたものまたは廃棄物処理法等には指定されていないものの市による処理が困難で不適当なもの等については、市では収集及び処理を行いません。

従って市民・事業者には排出抑制の周知を行うとともに、適正な処理方法の周知に努めます。

### 3 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療に伴って排出される廃棄物については、適正に処理を行います。

### 4 災害時に発生するごみの適正処理への対応

岩倉市災害廃棄物処理計画や岩倉市地域防災計画に基づき、災害で発生した廃棄物の適正な処理体制の確保に努めます。

### 5 不法投棄防止対策

不法投棄防止のための体制整備に努めるとともに、不法投棄防止対策に取り組みます。

## 第7章 計画の推進

ごみの減量・資源化を進め、資源循環型社会をつくっていくためには、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいく必要があります。

### 1 市民の役割

#### 排出者としての責任

- ① 一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さないライフスタイルに見直します。
- ② ごみと資源の正しい分別方法を理解し、分別収集をはじめとしたごみの減量・資源化のための適正処理に向けた市の取組に協力します。

### 2 事業者の役割

#### 排出者としての責任

- ① 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚・責任を持ち、ごみの減量・資源化に向け主体的に取り組めます。
- ② ごみの減量・資源化に向けた取組に協力します。

#### 生産者としての責任

事業者は、自らが製造あるいは販売している商品やその容器等について、ごみの減量・資源化の観点から見直し、ごみになりにくい、あるいはリサイクルしやすい商品等を提供します。また、自らが生産あるいは販売した商品に対し責任を持ち、その商品が不要となった場合の回収ルートの確保やリサイクル技術、処理技術の確立に向けて努力していきます。

### 3 市の役割

#### ごみを減らし資源化を進めるための施策の展開

- ① ごみの減量・資源化のための体制づくりや仕組みづくりを行い、リサイクルルートの整備、さらには再生品の利用拡大等リサイクルシステム全体が円滑に機能するための施策を講じます。
- ② 事業者に対して適切な要請、指導を行っていくとともに、ごみ問題に対する市民の意識を啓発します。

#### ごみ処理システムの再構築

- ① ごみの減量・資源化を進め、省資源・省エネルギー・資源循環型社会をつくっていくために、減量化・資源化に主眼をおいたごみ処理システムの再構築を進めます。
- ② 環境に配慮し安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分を実施します。

## **排出者としての責任**

事業者としてごみを出さない事業展開を積極的に推進します。

### 4 計画の進行管理

毎年度、一般廃棄物の処理状況の実態を調査したうえで、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表します。公表結果は、岩倉市環境審議会及び岩倉市廃棄物減量等推進協議会に報告し、計画の目標達成に向け必要な措置を講ずるなど、計画の着実な推進に努めます。

第5次岩倉市一般廃棄物処理計画—ごみ処理計画—

<基本計画>

2024年（令和6年）3月改訂

発行：岩倉市

問合先：岩倉市清掃事務所

〒482-0034 愛知県岩倉市石仏町稲葉1番地

TEL 0587-66-5912

FAX 0587-66-5942

岩倉市建設部環境保全課廃棄物グループ

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

TEL 0587-66-1111（代表）内線592

0587-38-5808（ダイヤルイン）

FAX 0587-66-6100

岩倉市ホームページアドレス：<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>